

令和5年第2回広尾町議会定例会 第1号

令和5年6月2日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
- 8 報告第 4号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 9 同意第 1号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 10 同意第 2号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 11 同意第 3号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 12 同意第 4号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 13 同意第 5号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 14 同意第 6号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 15 同意第 7号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 16 同意第 8号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 17 同意第 9号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 18 同意第10号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 19 同意第11号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 20 議案第63号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 21 議案第64号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 22 議案第65号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 23 議案第66号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 24 議案第67号 広尾町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
- 25 議案第68号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 26 議案第69号 広尾町認定こども園条例の一部改正について
- 27 議案第70号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 28 議案第71号 広尾町介護保険条例の一部改正について

29 議案第72号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	山 岸 直 宏
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 也
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	保 坂 一 也
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	浜 頭 力

認定こども園ひろお保育園長	佐々木	みゆき
認定こども園ひろお保育園副園長	船田	光恵
兼豊似保育所長	船田	光恵
特別養護老人ホーム所長	金石	輝義
兼養護老人ホーム所長	金石	輝義
農林課長	及川	隆之
兼町営牧場長	及川	隆之
水産商工観光課長	室谷	直宏
水産商工観光課長補佐	山田	雅樹
建設水道課長	寺井	真樹
建設水道課長補佐	三上	昌樹
建設水道課長補佐	川崎	幸一
兼下水終末処理センター長	寺井	真弘
港湾課長	安岡	伸圭
港湾課長補佐	須田	圭一

〈教育委員会〉

教育長	菅原	康博
管理課長	山畑	裕貴
管理課長補佐	三浦	弘樹
学校給食センター所長	山岸	達也
社会教育課長	渡辺	將人
兼図書館長	渡辺	將人
兼海洋博物館長	渡辺	將人

〈選挙管理委員会〉

委員長	辻田	廣行
併書記長	山崎	勝彦

〈監査委員〉

代表監査委員	大林	忠
併書記長	白石	晃基

〈公平委員会〉

委員長	鈴木	孝俊
併書記長	山崎	勝彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会	長	今	村	弘	美
事 務 局	長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局	長	白	石	晃	基
事 務 局 次	長	佐	藤	直	美
総 務 係 主 事		浅	野	愛	海

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和5年第2回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
5月29日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
次に、本定例会に町長から報告2件、同意11件、議案16件を受理しております。ほかに意見書案2件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和5年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
一般質問は3名の議員から通告があり、6月6日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日2日から6月7日までの6日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日2日から7日までの6日間にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日2日から6月7日までの6日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書20ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（前崎） 総務常任委員会所管事務調査報告をいたします。

令和5年第1回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1として、委員会の開催状況です。

(1)、開催日は、令和5年5月12日金曜日であります。

(2) 以下については、記載のとおりでございます。

2番目、調査の内容です。

一般廃棄物の処理計画について、調査資料及び「広尾町ごみ処理基本計画」により説明を受けた。

(1) として、一般廃棄物の処理状況及びリサイクルの取組についてであります。

①の広尾町におけるごみの現況についてであります。

本町におけるごみの排出量は年々減少傾向にあるが、主な要因は人口減少によるもので、町民1人当たりの排出量は横ばい状況である。内訳として、缶、瓶、紙等の資源ごみの量が増加しており、資源化が図られた一方、燃えるごみは水産の町の地域性からごみの中の水分が多いとの指摘もあります。

次に、21ページでありますけれども、広尾町のごみの年間排出量の比較であります。

平成23年度が2,904トン、令和4年度が2,447トン、457トン減の15.7%の減となっております。

内訳でありますけれども、燃えるごみが平成23年度が2,173トン、令和4年度が1,679トン、494トン、22.7%の減となっております。

次に、燃えないごみ、燃やせないごみ、大型ごみ等でありますけれども、平成23年度205トン、令和4年度249トン、44トン、21.5%の増となっております。

次に、資源ごみですけれども、平成23年度526トン、令和4年度519トン、7トン、1.3%の減となっております。

1人1日当たりのごみの排出量でありますけれども、平成23年度が1,019グラム、令和4年度が1,104グラム、85グラム、8.3%の増となっております。

次、②のごみの減量化に向けた取組についてであります。

ごみの減量化を図るためには、消費の過程で廃棄物の発生量を抑えることが大切で、食品ロスを削減し、水切り等で減量化を図ることが必要である。加えて、リサイクルを推進するとともに、正しいごみの出し方を町民の方に理解を求めていく必要がある。

③として、広尾町保健衛生推進協会のコンポスターのあっせん状況であります。

平成23年度から令和4年度までのコンポスターのあっせん状況は12年間で38個、平成29年度から

の6年間は11個で、年間平均は1.8個と低調となっている。

次、(2)の新中間処理施設の概要であります。

①の建設予定地でありますけれども、所在地は帯広市西21条北4丁目5番1であります。敷地面積が約6.2ヘクタールとなっています。

②の焼却処理施設であります。処理方式がストーカ方式、これは現在の南十勝衛生センターと同じ処理方式であります。処理能力は292トン、146トンを2炉予定してございます。

③、総事業費ですけれども、用地費を含めて建設費は389億円、維持管理費が20年間で222億円、合わせて611億円となっています。

次、22ページでありますけれども、建設費の財源内訳であります。

循環型社会形成推進交付金108億円、これは国からの交付金であります。交付税措置額が118億円、市町村負担額が160億円、合わせて386億円となっています。

そのうち本町の負担分でありますけれども、建設費相当分が5億7,000万円、20年間の維持管理費が4億6,000万円、合わせて10億3,000万円となっています。

本町の建設費の財源内訳の5億7,000万円については、過疎債を予定しております。これは交付税措置が70%ということで、4億円の交付税措置を予定してございます。本町の負担額は1億7,000万円となっています。

今後のスケジュールであります。令和5年4月から令和6年7月まで実施設計、令和6年9月から令和9年9月までが建設工事、令和9年10月から令和10年3月までが試運転を予定してございまして、令和10年4月から供用開始という形であります。

委員からの主な質疑の内容であります。

委員からは、毎年行っている不法投棄のパトロールの状況について、これに対しては大型ごみが捨てられており、同一場所に捨てられる傾向があるとの説明でした。

委員から、町民1人1日当たりのごみの排出量、2027年目標値を1,000グラム以下としているが、今後どのように抑えていくのかに対して、町は、コンポストを利用した生ごみなどの堆肥化、生ごみの水切りなどの注意喚起をして減量化を推進していきたいとのことでした。

委員からの生ごみの処理に係るコンポスターのあっせん状況が直近2年間では各1個にとどまっているが、住民周知が不十分ではないのかに対して、保健衛生推進協会が広報等で周知あっせんしているが、動物が荒らすことから浸透されていないと思われる。今後もあっせん事業を継続して取り組んでいきたいとのことでした。

委員からの本町のごみ処理基本計画の流れはどのようになるのかに対して、燃えるごみは令和10年度から新中間処理施設へ搬入することになる。資源ごみについては、南十勝衛生組合のリサイクルセンターで従前同様の処理をする。埋立処分についても同様であるとのことでした。

委員からの質疑、各町内会に衛生部長が配置されているが、以前は保健衛生推進協会がごみ減量化に係る講演会を開催したり、先進地視察などを実施し、地域全体でごみの再資源化や減量化に取り組んできた。現在の取組はどのようになっているのかに対して、ここ数年、以前実施していた各町内会衛生部長の研修会等は開催していない。新型コロナの影響で総会も書面で開催せざるを得ない

状況であると。今年度については、くりりんセンターの視察を検討しているとのことであります。

委員からの本町の1人1日当たりのごみ排出量は1,104グラムだが、全道平均の排出量は960グラム、十勝平均は883グラムとなっている。本町の排出量はそれと比して15%から25%と多い状況である。以前の新聞報道で、芽室町においてEM菌のぼかしで生ごみの減量化に取り組んでいる活動が紹介されていたが、本町も先進地の取組を参考にしてはどうか。これに対して町の説明は、臭気の問題もあり、なかなか浸透していないのが実態である。

委員から、大樹町の燃えるごみは、令和10年度から直接、新中間処理施設に搬入するとのことだが、本町の搬入形態はどのように考えているのか。また、コストはどの程度になるのか。町からの説明は、大樹町が直接搬入するように検討している。したがって、本町もそのように検討せざるを得ないと考えている。直送にかかる費用については、1,000万円程度の経費がかかると試算をしている。

以上、委員会報告を終わりたいと思います。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書24ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田雅二議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 産業常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

令和5年第1回定例会で承認を得た所管事務調査を次のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告するものであります。

お手元の別紙を参照してくださるようお願い申し上げます。

委員会の開催状況ですが、（1）、開催日は、令和5年5月10日であります。

（2）の開催場所から（6）の出席議会事務局職員までは省略させていただきます。

調査の内容については、「集いの杜」プロジェクトについてであります。

調査に先立ちまして、旧野塚小学校、野塚交流館のことで、を視察し、施設の概要等の説明を受け、その後、資料に基づき説明を受けました。

このプロジェクトの目的及び内容については、この野塚交流館を活動拠点として再生させ、様々な人が集う場所に変貌させる地方創生のプロジェクトであります。地域おこし協力隊が中心となっ

て、役場の5つの課、農林課、企画課、水産商工観光課、建設水道課、社会教育課と協力団体、森林組合と商工会ですが、このプロジェクトチームを構成し、事務局は農林課であります。

具体的な目的としては、同じ趣味や目的を持つ人や多様な価値観を持つ人などが集い活躍できる交流拠点をつくることであります。

次のページへ行きまして、2番目は、広尾町の魅力（豊かな自然、第一次産業、食資源、森林資源等）を体験できる場をつくること。そして、3番目として、「サンタランドウッド」製品の製造拠点をづくり、木材工芸、木材加工を町の新たな産業とするべく、PRを図りながら官民協働の取組を推進するものです。そして最後に、教育文化のさらなる振興につなげるというものであります。

次に、事業費についてですが、令和4年度の決算見込みの分と令和5年度の当初予算について、ここにそのまま載せてありますが、主立ったところとしては、この事業自体が一般財源の500万円と森林環境譲与税の200万円で、計700万円でスタートしていきまして、実際に令和5年度の予算につきましましては、26ページの下のほうにデジタル田園都市国家構想交付金ということで、地方創生拠点整備タイプのやつで補助率が2分の1の1,400万円を財源として、あとは主立った個人版のふるさと納税で基金より繰入れて、これが950万円であります。

次のページに行きまして、この野塚交流館の概要ですが、住所は野塚9線40番地でありまして、建築年は昭和53年でありまして、構造としては、当然校舎、鉄筋コンクリートと屋内運動場の鉄骨造りのやつがあります。そして面積は、これも見たとおりであります。部屋数は16部屋ありまして、平成27年3月に閉校して、同じ年の6月より「野塚交流館」としてスタートしております。

令和4年度に自主施工で整備した箇所としては、サンタランドウッド工房、図工室だったものですが、同じように旧教室を木材置場、同じく旧教室を大型家具製造工房、理科室をワークショップスペース、保健室を事務所、そして屋外のプレハブを製材場と。そして、屋外に校庭整備をされまして、そしてまた、ピザ窯の製作も屋外にありますので、ピザも作れるということであります。

そして、令和5年度以降の整備について予定しているのが、校長室と職員室を使つてのカフェスペース、旧教室を使つてのコワーキングスペース、図書館を利用した木のおもちゃ館、音楽室を利用したのくつろぎスペース、そして廊下を利用してギャラリーということであります。

イベントの開催実績は既にやられたもので、「あつまれ！デイキャンの杜」が令和4年10月16日、そして「アイスキャンドルウッドイルミネーション」が令和5年2月11日に開催しております。

そして、このプロジェクトの推進体制ですが、林業木工部門については、当然ですが、木工職人の方、森林組合、林業の事業者、そしてイベントの企画部門については、集いの杜未来創造クラブ、商工会ということであります。

委員からの主な質疑として、プロジェクトの現在の進捗状況については、令和6年度には仕上がっていくことになるけれども、木工加工のプロ育成あるいはカフェの運営などはどのように考えているかについて聞きましたところ、この説明については、プロジェクトは自主施工を中心に進めていくけれども、一部遅れている部分もあります。また、4月の人事異動でメンバーの変更もあって、チームとしての環境を整えているということでもあります。そして、木工職員の足りない状況が続いていますが、引き続き地域おこし協力隊としての募集をやって補っていききたいとのことです。そし

て、カフェオープンについては令和5年度となっていますが、人材的にも不足しているため、最初は簡易的なセルフ方式でのスタートとなる予定でありまして、また、かつ地域おこし協力隊の1人が今後NPO法人を立ち上げることになっているということでもあります。

そのほかの意見として、見学させていただいて話題性のある施設になると思う。また、用途保留となっている部分もありますが、できれば施設全体として機能していくように検討してほしいということではありますが、これについては、サテライトオフィスとして企業に有料での貸出しや、まちづくりに加わるNPO法人等に利用してもらえる可能性についても検討していきたいということでもあります。

そしてまた、委員から、プロジェクトチームは、役場はもとより、その他の協力団体、地域おこし協力隊と多岐にわたり情報共有や進捗状況の確認等、連絡網の体制も大変重要だと思いますけれども、同じようなプロジェクトを進めている他の自治体への、また別件としての、ほかの自治体への視察ということについてはと聞きましたところ、これについては、昨年10月に先ほど述べた異業種交流のデイキャンの中で、実行委員会のほうではLINEグループをつくって連絡を密にしたということ、そしてまた、ほかの自治体や団体への視察は浦幌町のTOKOMURO Labとか、そして池田町の木質ペレット工房ということで、視察調査しているということでもあります。

以上で、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

ここで、議員協議会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時54分 再開

本会議を再開します。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和5年第2回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

初めに、1点目の令和4年度広尾町北方圏交流振興会の決算状況についてであります。

令和4年度の決算状況は、サンタカード事業の収入が1,138万5,233円、支出が1,071万5,496円で、収支差額66万5,027円が翌年度繰越額となっております。

次に、サンタカードの申込件数及び発送通数であります。申込件数は5,209件で、カードの発送通数が1万8,174通となり、前年度より件数で1,435件減少し、発送通数が5,218通少ない結果となりました。

主な要因といたしましては、郵送申込みの際に申込者が購入する郵便為替の手数料が昨年から増額になったこと、また、昨年のコロナ対策緩和により個人消費が外出やレジャーに流れる傾向にあり、インターネット申込みや大口の申込みが減少したのではないかと考えております。

その他、かねてより取り組んでおります子供の夢を応援するプロジェクトに賛同される企業も着実に増えてきております。今後の対策といたしまして、さらなるPR活動や情報発信により力を注ぐとともに、申込方法の簡素化やカード本体の充実を図ってまいります。

次、2点目の令和4年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであります。

令和4年度の決算状況は、排水処理量が2万3,984立方メートル、稼働日数は365日であります。

収支の状況であります。収入金額1,679万1,850円に対し、支出金額が1,670万8,491円で、収支差額の8万3,359円が当期剰余金となったところであります。

次に、3点目の帯広広尾会の解散についてであります。

帯広広尾会は、平成元年11月の設立以来、本町の事業に長年ご支援とご協力をいただいていたところですが、本年3月31日をもって解散されましたので、ご報告いたします。

これまで設立の趣旨に沿い、総会開催時に広尾町の関係者が参加しての交流や広尾町で開催する各種行事に会員が参加されるなど、活発に活動されておりましたが、会員の高齢化や会員数の減少に加え、新型コロナウイルスの影響により各種事業が実施できなかったことから、令和5年3月31日をもって解散に至ったところであります。これまでの会員の皆様のご尽力に、この場をお借りして改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

次に、4点目の火災の発生についてであります。

令和5年第3回臨時会以降、1件の火災が発生しておりますので、その発生状況について報告いたします。

5月18日木曜日午後3時40分、字紋別18線115番、町道20号の路上におきまして、トラクターなどを焼損する火災が発生しております。

火災概要につきましては、農作業中にトラクター車体前方付近から出火、トラクター1台及びロータリー1台が焼損したものです。

出火原因につきましては、現在調査中であります。この火災で広尾、大樹消防職員と団員合わせて21名、広尾、大樹車両5台が出動し、同日午後4時57分に鎮火しております。なお、死傷者及び建物等の被害はありませんでした。

次に、5点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名につきましては、丸山通北2・3丁目配水管改良工事であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北7丁目3番地2、有限会社田中建設、代表取締役田中久氏であります。

契約額は3,080万円で、工期は令和5年5月30日から令和5年10月31日までとなっております。

工事の概要であります。施工場所は丸山通北2丁目及び3丁目でありまして、工事の延長は総延長226.43メートルの配水管改良工事であります。

指名業者等の状況であります。有限会社田中建設、株式会社畑下興業、株式会社三浦建設の3業者をもって入札を行い、落札率は99.2%となったものであります。

次に、6点目の南極観測船「しらせ」の十勝港入港についてであります。

海上自衛隊横須賀総監部所属の南極観測船「しらせ」が本年9月1日から9月4日までの4日間の日程で十勝港へ入港する予定となっておりますので、報告いたします。

「しらせ」の十勝港入港につきましては、令和3年度に予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響でやむを得ず中止となり、今回の入港は平成25年以来10年ぶりとなるものであります。

なお、本定例会に入港関連事業に係る実行委員会負担金を計上した補正予算を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、7点目のシーサイドパークキャンプ場についてであります。

シーサイドパークキャンプ場につきましては、昨年来、関係各課並びに町民みらい会議で議論し、それらの意見を踏まえまして再整備計画の骨子案を今年1月にお示しし、第1回臨時会においてキャンプ場整備の基本構想及び基本計画の策定を委託する予算をお認めいただいたところであります。この間、成果品に基づく再開時の課題解決や関係各課で組織する再開検討委員会にて協議した結果等を総合的に判断し、シーサイドパークキャンプ場につきましては、現時点での再開を断念したことを報告いたします。

次に、8点目の十勝バス広尾線の減便についてであります。

帯広市と広尾町を結ぶ十勝バス広尾線は、利用客の減少等により赤字路線となっており、国、北海道、沿線自治体からの補助金によって維持されている状況で、沿線自治体の負担増加が大きな課題となっております。今後も人口減少や少子高齢化などの要因で利用者の減少が見込まれることから、沿線自治体などで行く広尾線バス輸送確保対策協議会において、将来的に維持可能な公共交通の確保を目指し、平成30年度から検討を進めてまいりました。バスの利用者や沿線住民へのアンケート調査を基に利用者の利便性を維持しつつ、運行効率化、収支率の改善を図るべく慎重に検討を行ってまいりましたが、去る5月25日に、現行から2便減の平日12便、土日・祝日8便とし、8月に予定されている十勝バスのダイヤ改正に合わせて実施することを決定いたしました。

住民周知につきましては、事業者とも連携して広報誌や防災行政無線、ホームページなどで行ってまいります。また、将来的に持続可能な公共交通確保のためには、合理化を図りつつ利用促進を図ることが重要であることから、沿線自治体が事業者と連携し、さらなる利用促進に努めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、6日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時まで具体的に内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 報告第3号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第3号 繰越明許費繰越計算書について報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

令和4年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

次のページの別紙、繰越計算書であります。

4款1項、事業名、汚水処理下水道建設負担金ほか2事業でありまして、合計金額が1,500万6,000円であります。翌年度繰越額は同額の1,500万6,000円でありまして、財源の内訳につきましては、おのおの記載のとおりであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第3号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第8 報告第4号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第4号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第4号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について申し上げます。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は130株であり、全株式220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見といたしましては、令和4年度決算に関する書類は的確であり、また、令和5年度事業計画及び予算については適切であると認めたところであります。

令和4年度は、水産物の水揚げ不振などの影響を受け、対前年比64.7%の4,153万5,592円の売上げがあったところでありますが、純損益が159万8,683円となり、次期繰越利益剰余金は1,192万5,323

円となったところであります。

今後におきましても、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督をしてみたいと考えております。

経営状況の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、補足説明をさせていただきます。

別冊でお配りしております令和4年度（第40期）事業報告書をお手元にお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

1 の会社の概要についてであります。

発行株式総数は1株5万円で発行株式総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳につきましては広尾町ほか3団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2の令和4年度事業報告についてであります。

令和4年度におきましては、水産物の水揚げ不振などの影響を受け、売上減となってしまいました。対前年比64.7%、4,153万5,592円の売上げがあり、当期純損失が159万8,683円となったところであります。

1)、物産販売事業についてです。

株式会社ディノスコーポレーションにおきまして、イクラのみカタログ販売を行いました。

次に、2)、産地直送販売であります。北海道ホテルなどが実施した広尾フェアに食材を販売提供したことや、株式会社北海道百科などの取引先に販売を行ったところであります。

3)、ふるさと納税返礼品につきましては、魚介類を主として302種類の品数を用意し5,631個、3,659万1,000円の売上げがありました。

2 ページをお願いします。

令和4年度（第40期）決算報告についてであります。

3 ページをお願いいたします。

令和4年度の貸借対照表でございます。表の右から2列目の決算額のみ説明をさせていただきます。

まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下段になりますが、2,901万2,064円となるものであります。

次に、4ページになります。

負債の部でございます。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部合計が108万6,741円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本からⅢ、新株予約権までの合計、下から2行目の2,792

万5,323円となるものであります。

したがって、負債、純資産の部合計が前ページの資産の部合計2,901万2,064円と同額になるものでございます。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。Ⅰの売上高が4,153万5,592円となり、次にⅡの売上原価でございますが、商品仕入高が2,895万8,083円、売上総利益は1,257万7,509円となったところであります。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の1,368万1,352円を差し引いた営業損失につきましてはマイナスの110万3,843円となり、これにⅣの営業外収益1,898円を加えた経常損失がマイナスの110万1,945円となるものであります。これに特別利益と特別損失を計算しまして、下から3行目でございますが、税引き前当期純損失のマイナス109万7,883円に法人税、住民税及び事業税の50万800円を差し引いた額のマイナス159万8,683円が当期純損失となったものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。決算額は1,368万1,352円であります。内訳については、記載のとおりとなっております。

次に、7ページをお願いいたします。

令和4年度末の財産目録となります。資産の部であります。Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部合計は2,901万2,064円となっております。

8ページになります。

負債の部であります。Ⅰの流動負債合計が108万6,741円となっており、資産の部合計額から負債の部合計額を差し引いた2,792万5,323円が差引き正味財産となるものであります。

次に、9ページにつきましては、決算報告書監査に関する意見書でございます。

10ページをお願いします。

剰余金の承認についてでございます。1)の1、前期繰越利益金が1,352万4,006円でありまして、当期の純損失158万6,287円を差し引き、1,192万5,323円を次期繰越利益金とするものでございます。

11ページになります。

令和5年度事業計画についてであります。

5年度につきましては、昨年同様に株式会社ディノスコポーレーションのカタログ販売等での事業展開を含め、商品を厳選しながら限定数の拡大と、さらなる品質の向上を進めるほか、通年販売できる商品の開発と販路の拡大に努めてまいります。

さらに、魚介類等を主体として町内原材料を取り込んだ新商品の開発に取り組んでまいります。

ふるさと納税返礼品につきましては、品ぞろえの充実と新商品の発掘に取り組んでまいります。

12ページになります。

事業計画に伴う収支予算でございますが、1の純売上高であります。魚介類商品を主体とした販売やふるさと納税返礼品の売上げによりまして、売上高6,000万円を見込み、売上原価4,129万7,000円、一般管理費1,764万9,000円を差し引いた105万4,000円を営業利益と見込んでおります。営業外損益を1万円と見込み、経常利益を106万4,000円とし、法人税、住民税を引いて純利益66万4,000

円を見込む収支計画とするものであります。

13ページにつきましては、役員の状況を記載しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で、報告第4号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。

◎日程第9 同意第1号～日程第19 同意第11号

1、議長（堀田） 日程第9、同意第1号 広尾町農業委員会の委員の任命についてから日程第19 同意第11号 広尾町農業委員会委員の任命についてまでの11件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第1号から同意第11号までの広尾町農業委員会委員の任命について一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、広尾町農業委員会委員が令和5年7月19日をもち任期満了となることから、その後任の委員に農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

委員の選出に当たり、令和5年3月22日から4月25日までの期間に募集を行い、定数11名に対して、団体推薦等を含む11名の応募がありました。その後、5月8日に候補者選考委員会を開催し、今回、同意を求める新たな11名の方の選出を行ったものであります。

お手元の議案資料1ページに今回同意を求めます候補者を一覧にしておりますので、資料でご説明申し上げます。

資料の1ページであります。

初めに、同意第1号、広尾町字紋別14線98番地の大森康雄氏であります。

次に、同意第2号、広尾町字野塚4線41番地9の佐々木嘉行氏であります。

次に、同意第3号、広尾町字紋別21線125番地の2、岡本宏氏であります。

次に、同意第4号、広尾町字野塚8線77番地の澤田宏之氏であります。

次に、同意第5号、広尾町字野塚12線28番地2、上野潤氏であります。

次に、同意第6号、広尾町字野塚11線6番地2の菊地亮太氏であります。

次に、同意第7号、広尾町字紋別866番地の6の川崎正幸氏であります。

次に、同意第8号、広尾町字紋別839番地8の田辺敏晴氏であります。

次に、同意第9号、広尾町字紋別17線84番地の2の相良誠氏であります。

次に、同意第10号、広尾町字紋別16線38番地の中川精一氏であります。

最後に、同意第11号、広尾町東1条13丁目1番地1の行木利江子氏であります。
委員の任期につきましては、令和5年7月20日から3年間であります。
以上、同意第1号から同意第11号までの提案理由とさせていただきます。
ご審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより採決します。

初めに、同意第1号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第2号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第3号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第4号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第5号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第6号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第8号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

再開します。

同意第7号は同意いただきましたということで確認ですが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、同意第7号は同意をいただいたということで決しました。

次に、同意第8号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第9号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第10号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第11号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第20 議案第63号

1、議長(堀田) 次に、日程第20、議案第63号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部

改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第63号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、印鑑登録証明書の申請の際に窓口に来られたご本人に限り、マイナンバーカードや運転免許証等の写真付き公的証明書を提示することで、印鑑登録証がなくても証明書を発行できるとする条文を加えるものであります。

議案資料2ページに新旧対照表があります。ご確認をいただければと思います。

なお、附則におきまして、本改正条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第63号 広尾町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第64号

1、議長（堀田） 日程第21、議案第64号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第64号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことに伴い、附則に規

定する防疫等作業手当の特例を削る改正を行うものであります。

議案資料3ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただきます。

なお、附則におきまして、本改正条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第64号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第65号～日程第27 議案第70号

1、議長（堀田） 日程第22、議案第65号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから日程第27、議案第70号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についてまでの6件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願ひます。

1、町長（村瀬） 議案第65号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから議案第70号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

本案6件につきましては、政府のこども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律の改正整備を行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月に施行され、この整備法により関係省令等も併せて改正となり、引用している条例についてそれぞれ所要の改正を行うものであります。

なお、これらの改正条例は、附則におきまして公布の日から施行したいとするものであります。

詳細につきましては、担当室長に補足説明をいたさせますので、議決方よろしくお願ひを申し上げ

げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、議案第65号から議案第70号までの条例改正に係る補足説明をさせていただきます。

お手元の議案資料5ページをお願いいたします。

ここに記載しています表で説明させていただきます。

先ほど町長よりご説明申し上げました、こども家庭庁設置法の施行に伴います関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法令等の改正内容を、この表の左の欄に示しております。また、法改正等の影響を受け改正する広尾町の条例名等を、表の上段に記載しております。

まず、表の1つ目の学校教育法の一部改正は、幼稚園教育要領の制定根拠である第25条に幼稚園の教育課程その他教育内容に関する事項を定める際の配慮事項、そして内閣総理大臣への協議義務を定める規定が設けられたことに伴いまして、第2項及び第3項が新設され、「第25条」が「第25条第1項」に改正されたため、議案第65号の条例において引用している箇所の改正をするものであります。

2つ目の子ども・子育て支援法の一部改正は、第19条において内閣総理大臣が厚生労働大臣に協議をすることを規定していた第2項が削られまして、「第19条第1項」が「第19条」に改正されたため、議案第65号及び議案第67号から議案第70号の条例において引用している箇所の改正をするものであります。

3つ目のこども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令についてであります。こども家庭庁への事務の移管によりまして所管大臣が変更になったことに伴い、議案第65号及び議案第66号の条例において「厚生労働大臣」と規定されている箇所を「内閣総理大臣」に、また、議案第65号において「同省令」と規定されている箇所を「同令」に改めるものであります。

議案資料6ページから22ページまでそれぞれの改正条例に係る新旧対照表でありますので、ご確認いただければと思います。

以上で、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案6件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第65号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから議案第70号 広尾町子どものための特定教育・保育に関

する利用者負担額を定める条例の一部改正についてまでの6件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第70号までの6件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案6件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案6件は討論を省略します。

これより議案第65号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから議案第70号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についてまでの6件を一括採決します。

お諮りします。本案6件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第71号

1、議長(堀田) 日程第28、議案第71号 広尾町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第71号 広尾町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更等を踏まえ、附則第17条に規定する当該感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の第1号保険料の減免措置の対象に令和4年度末に第1号被保険者となり、令和5年4月1日以降に普通徴収に係る保険料の納期限が到来するものを追加する改正を行うものであります。

議案資料の23ページに新旧対照表がありますので、ご確認願えればと思います。

なお、附則におきまして、本改正条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第71号 広尾町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第72号

1、議長(堀田) 日程第29、議案第72号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第72号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、議案第71号同様に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している世帯に対して、令和4年度末に国民健康保険の資格を取得した場合など、過年度分の国保税が賦課され、令和5年4月以降に普通徴収の納期限が設定されているものに限り、国民健康保険税減免の特例措置の対象となる納期限を令和6年3月31日まで延長する附則の改正を行うものであります。

議案資料の24ページに新旧対照表がございますので、ご確認願えればと思います。

附則におきまして、本改正条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第72号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長(堀田) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

明日3日から5日までは休会とし、6日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時38分